

『春季行政相談強調週間』のお知らせ

5月22日(月)～27日(日)

総務省では、行政相談制度について、広く国民の理解を深めるとともに、その利用を促進するため、本年度も5月21日(月)から27日(日)までの一週間を「春季行政相談強調週間」と定め、この

一日合同行政相談所の開設等の行事を行います。

町では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、行政相談所を開設し、皆さんの悩みを聞き、その解決の促進を図ります。

行政相談所

健康福祉センター「プラム」

5月22日(火)午後1時30分～
担当相談員 行方 正一(谷台) ☎ 82-1-1660

人権擁護委員制度を ご存じですか

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分でなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。国

もに一層の人権思想の啓発に努めていることを申し合わせています。

当町でも人権擁護委員が交代で、毎週火曜日、健康福祉センター「プラム」にて相談を受けています。

人権問題でお悩みの方はお気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この

町の	人権擁護委員	馬場邊上角	栗屋(横木戸台)	一敬称略
明翼	子一郎已	山形芝	82-1808	
秀正	次正	山形芝	82-2444	
		山形芝	80-1101	
		山形芝	82-0307	

『農振除外申請は5月中に』

農業振興地域内農用地の除外申請を、5月31日まで受け付けます。
農用地を、農業振興地域以外の目的（農業施設用地も含む）に利用する場合は、必ず農業振興地域の整備に関する法律に基づく除外手続きが必要です。

なお、除外の対象となる農地は、次の4つの要件のすべてを満たす必要があります。

①農用地区域外に代替えできる土地がないこと。

②農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

△要件▽

①農用地区域外に代替えできる土地

がないこと。

また、今回受け付けする申請は、

平成13年9月の県土地利用対策連絡会の取り扱い予定となります。

申請地を管轄する土地改良区へ確認

して下さい。

産業振興課農林水産係 ☎ 82-1-8825

第1回栗山川流域懇談会の結果公開のお知らせ

地域の皆様の意見を反映して栗山川の整備を推進するための『第1回栗山川流域懇談会』が2月7日に開催されましたので、その資料と議事録要旨を次のとおり、公開します。

■ 閲覧期間：5月14日～6月15日 平日午前9時から午後5時

■ 閲覧場所：千葉県土木部河川海岸課、次の各土木事務所（成田・香取・山武・八日市場）各市町村役場（佐原市、成田市、八日市場市、大栄町、山田町、栗源町、多古町、千潟町、光町、松尾町、横芝町、芝山町）

栗山川の整備についての皆様の意見や質問がありましたら、事務局八日市場土木事務所調整課 ☎ 0479-72-1100へお願いします。

③農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

④国の直轄または補助による土地改良事業等の施行区域内にある土地については、当該事業の実施後（事業の完了公告の属する年度の翌年度から）8年を経過していること。

なお、土地改良事業等が導入され

ているかの問い合わせについては、申請地を管轄する土地改良区へ確認

して下さい。

産業振興課農林水産係 ☎ 82-1-8825